

阿久比町障害福祉 計画【案】

第2期計画【平成21年度～平成23年度】

平成 年 月

阿久比町

目次

第1章 計画策定の概要	3
1 計画策定の背景	3
（1）障害者基本法の改正と発達障害支援	3
（2）障害者自立支援法の制定	3
（3）障害者自立支援法をめぐる動向と見直しの動き	3
（4）第1期阿久比町障害福祉計画の制定	4
（5）障害福祉施設等の新制度への移行	4
（6）費用負担の考え方	5
2 計画策定の目的	5
3 計画の位置づけ	5
（1）計画期間	5
（2）他計画との関係	6
4 計画の策定方法	6
（1）住民の意見の反映	6
（2）阿久比町障害者計画推進協議会の開催	7
5 県・障害福祉圏域（知多5市5町）の連携	7
第2章 計画の基本的考え方	11
1 基本理念	11
2 基本的な考え	11
（1）障害のある人の自己決定と自己選択の尊重	11
（2）町を基本とする仕組みと3障害の制度の一元化	11
（3）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基 盤の整備	11
3 第2期計画策定に関する基本的考え	12
（1）第2期計画の基本的考え	12
（2）第1期計画基本指針からの改正事項	12
4 障害者の現状	13
（1）障害のある人の現状	13
（2）身体障害のある人の現状	13
（3）知的障害のある人の現状	14
（4）精神障害のある人の現状	14
（5）人口の推移	15
（6）障害者の割合	15

(7) 阿久比町の障害者施策の現状について.....	15
5 具体的数値目標の設定.....	17
(1) 施設体系・事業体系の見直し.....	17
(2) 平成23年度の施設の目標.....	17
6 障害福祉圏域ビジョン.....	19
7 地域自立支援協議会の活用等.....	20
(1) 地域自立支援協議会の目的および活用等.....	20
(2) 地域自立支援協議会の主な機能.....	21
第3章 障害福祉サービス.....	25
1 障害福祉サービスの見直し.....	25
(1) サービス体系の見直し.....	25
(2) 給付体系の見直し.....	26
2 障害福祉サービスの目標量と今後の方策.....	27
(1) 訪問系サービス.....	27
(2) 日中活動系サービス.....	29
(3) 居住系サービス.....	33
(4) 相談支援.....	34
(5) 参考 旧法サービス.....	36
3 自立支援医療と補装具.....	37
(1) 自立支援医療.....	37
(2) 補装具.....	37
第4章 地域生活支援事業の概要と目標量.....	41
1 事業の種類.....	41
(1) 相談支援事業.....	41
(2) コミュニケーション支援事業.....	42
(3) 日常生活用具給付等事業.....	43
(4) 移動支援事業.....	45
(5) 地域活動支援センター事業.....	46
(6) 日中一時支援事業.....	47
(7) その他の事業.....	48
2 就労支援.....	51
(1) 就労支援の強化.....	51
3 障害のある子どもへの支援.....	51

資 料 編.....	55
阿久比町障害者計画推進協議会設置要綱.....	55
阿久比町障害者計画推進協議会会員名簿.....	56

第1章

計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

(1) 障害者基本法の改正と発達障害支援

平成16年（2004年）6月、障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別や権利利益を侵害する行為の禁止が規定されました。また市町村には、障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定することが義務づけられました。平成17年（2005年）4月には発達障害者支援法が施行され、これまで法制度もなく、制度の谷間になっており、従来の施策では十分な対応がなされなかった発達障害児・者に対する支援と、発達障害の定義と法的な位置づけが確立されました。

(2) 障害者自立支援法の制定

平成18年（2006年）4月には障害者自立支援法が施行され、障害者福祉は新たな段階に入ることになりました。同法の主な特徴としては、①障害福祉サービスの一元化、②市町村が実施主体に、③利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、④就労支援の強化、⑤手続き・基準の透明化・明確化等が挙げられます。市町村には障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）を策定することが定められました。

(3) 障害者自立支援法をめぐる動向と見直しの動き

障害者自立支援法はいくつかの問題点が指摘されています。その中では、①1割を原則とする利用者負担、②事業者の減収、③サービスの質・人材確保の困難、④抜本的な制度改正に伴う混乱と新体系移行の遅れが課題として挙げられています。

国では、平成19年度・20年度の特別対策として、①低所得者世帯への月額負担上限額の軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法移行等のための緊急的な経過措置を実施しました。

さらに、これと合わせて平成20年度に抜本的な見直しに向けた緊急措置が実施されました。

また、障害者自立支援法施行後3年の見直しに向けて、①負担軽減策の対象となっていない課税世帯（特に障害児のいる世帯）の利用者負担、②世帯収入を単位とする負担上限額の区分、③障害程度区分の認定基準、④福祉人材の確保などの課題も残されており、現在議論が行われています。

図表1.1 平成20年度 抜本的な見直しに向けた緊急処置

- | | |
|---|--|
| ① | 利用者負担の見直し⇒低所得世帯の利用者負担の軽減、軽減対象の拡大
個人単位を基本とした所得段階区分 |
| ② | 事業者の経営基盤 ⇒通所サービスに係る単価の引き上げの強化
居住系サービスに係る入院・外泊時支援の拡充 |
| ③ | グループホーム等の整備促進⇒施設整備に対する助成 |

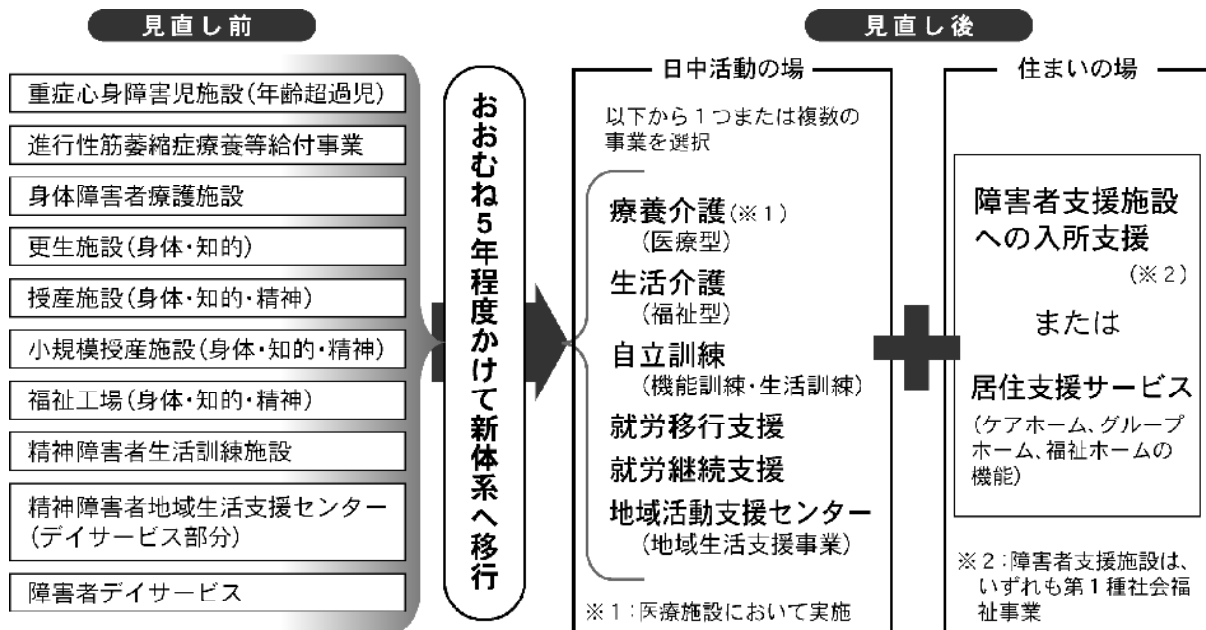
(4) 第1期阿久比町障害福祉計画の制定

平成18年には、障害者自立支援法第88条により市町村には、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「市町村障害福祉計画」の策定義務が課されました。それを受けて平成18年度に、『第1期阿久比町障害福祉計画』を策定しました。同計画は、各年度における指定障害福祉サービスおよび指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込み量の確保のための方策、また地域の実情に応じた地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方、必要な量の見込み、その見込み量の確保のための方策などの事項が盛り込まれています。

(5) 障害福祉施設等の新制度への移行

障害福祉施設等は、これまでの支援費制度に基づくサービスの提供から、障害者自立支援法に基づく自立支援給付体系のサービスを提供する施設へ平成18年度から平成23年度の間で順次移行していきます。

図表1.2 施設体系・事業体系の見直し



(6) 費用負担の考え方

障害者自立支援法に基づく自立支援給付の利用者負担は、これまでの支援費制度での所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（定率負担。1割の定率負担と所得に応じた月額上限が設定されています。）に見直され、三障害共通した利用者負担の仕組みとなりました。

一方で地域生活支援事業の利用者負担は、市町村が主体となって実施する事業であることから、市町村が定めるものとされました。

2 計画策定の目的

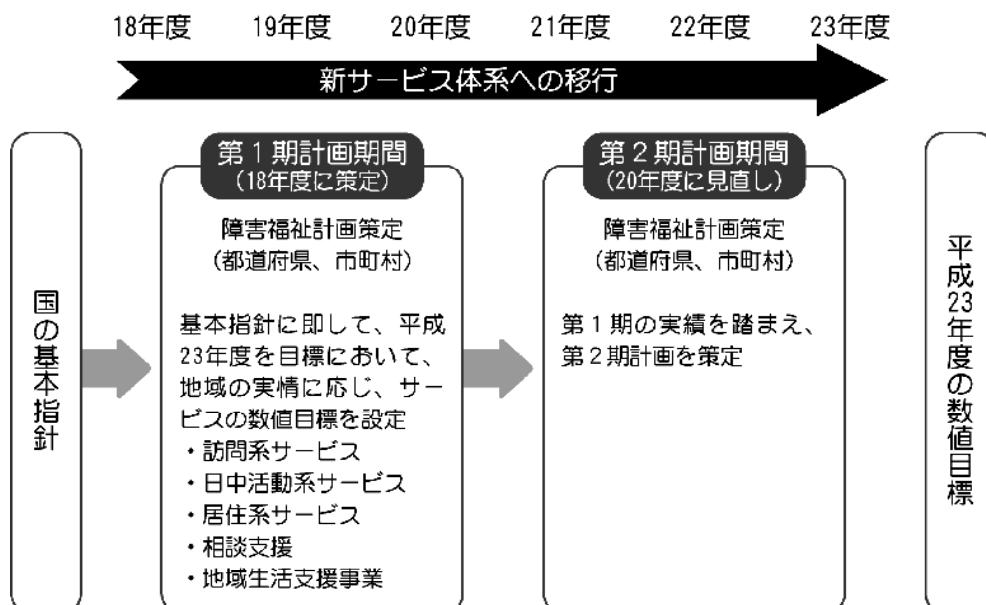
第2期阿久比町障害福祉計画（以下「本計画」という）は、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障害者の福祉の増進および安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。

3 計画の位置づけ

(1) 計画期間

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づいた障害福祉サービス等の確保に関する実施計画です。計画の期間は、第1期計画は平成18年度から平成20年度までの3年を1期とし、本計画（第2期計画）は平成21年度から平成23年度までの3年になります。第1期・第2期計画とも平成23年度の数値目標を設定します。

図表1.3 計画期間

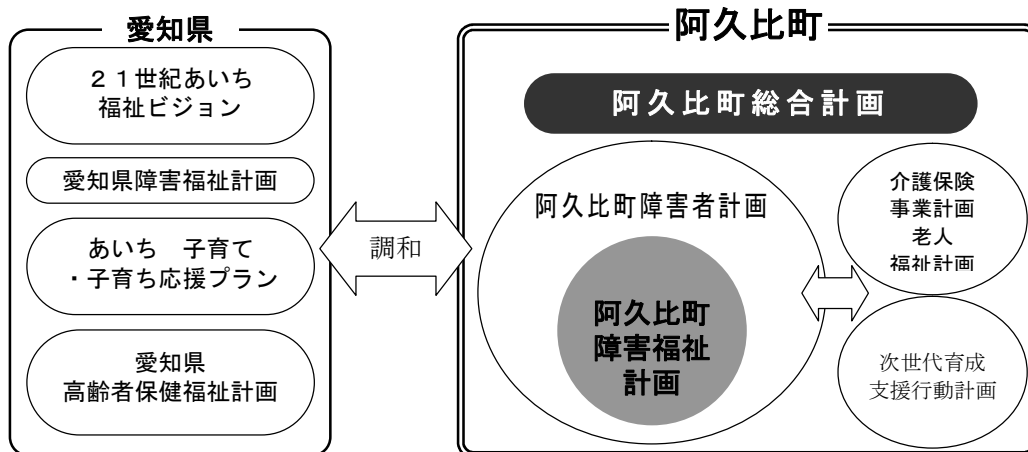


(2) 他計画との関係

本計画は、本町の基本的な指針である「阿久比町総合計画」および保健・医療福祉関連の部門別計画の上位計画である障害者基本法第9条第3項に規定される「阿久比町障害者計画」、さらに町の他の福祉関連計画と整合性を図りながら策定しました。

また策定にあたって国の障害者基本計画および愛知県の「21世紀あいち福祉ビジョン」と調和をとりながら、本町の障害者施策を計画的に推進していくこととします。

図表1.4 他計画との整合性



4 計画の策定方法

(1) 住民の意見の反映

本町では、障害のある人たちを対象としたアンケート調査を実施しました。これによって、それぞれの多種多様なニーズや意見などを把握・理解し、計画に反映することに努めました。

① アンケート調査の実施

本町では、平成20年8月1日から～平成20年8月15日にアンケート調査を実施しました。調査内容は、以下のとおりです。

図表1.5 アンケート調査の回収状況

	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳をお持ちの方	739	450	60.9%
療育手帳をお持ちの方	109	62	56.9%
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	71	45	63.4%

単位：人

図表1.6 アンケート調査方法

	調査方法
身体障害者手帳をお持ちの方	郵送による配布・回収
療育手帳をお持ちの方	郵送による配布・回収
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	郵送による配布・回収

(2) 阿久比町障害者計画推進協議会の開催

本計画を地域の実情に応じた実効性のある内容のものとするために、サービスを利用する障害のある人たちをはじめ、事業者、雇用、教育、医療といった幅広い関係者の意見を反映するため、住民代表、福祉関係者および学識経験者などを委員とする「障害者計画推進協議会」において審議し、策定しました。

5 県・障害福祉圏域（知多5市5町）の連携

障害福祉サービスの実施にあたり、障害のある人が生活する「市町村」を基本的な単位として、きめ細かいサービスを提供することが最も必要となりますが、市町村単位で実施が困難な事業については、事業の内容やニーズに応じた広域的な地域単位である障害福祉圏域に基づき、地域間で格差がないようにサービスの基盤整備を進める必要があります。

知多障害福祉圏域（5市5町）では、各地域の自立支援協議会等を中心に圏域単位の共通課題を整理して地域間での格差をなくすために、関係機関および県との連携を密にし、各種福祉サービスのニーズに対応できるようサービス基盤整備の促進に努めます。



第2章

計画の基本的考え方

第2章 計画の基本的考え方

1 基本理念

従来の障害保健福祉施策では、福祉サービスや公費負担医療の利用の仕組み・内容等は、身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別等によって異なっていたため、これを一元化することや、制度をより安定的・効率的にすることで利用者の増加に対応できるようにすること、持続可能なものにすることが求められていました。

障害者自立支援法では、障害のある人たちの自立した生活を支援し、共生社会の実現をめざしています。

また、障害のある人のライフステージの全ての段階において全人間的復権をめざす「リハビリテーション」の理念と、障害のある人が障害のない人と同等に生活し、活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念が人々の中に定着することが必要であります。本町では、障害のある人と障害のない人が真に平等に生活できる町、地域の人々が、ともに手を取り合い、助け合いながら生きるまちづくりの実現をめざすものです。

本計画では、障害のある人の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念を踏まえつつ、「障害者計画」「障害福祉計画」の両計画では、基本理念を共有し調和のとれた計画とします。

2 基本的な考え

本計画は、「阿久比町障害者計画」の基本理念を継承し、また、障害のある人が地域で自立し、意欲的に社会参加をしながら生活できる環境の整備を図れるよう、以下の3点を踏まえて策定しています。

(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の種別・程度の区別なく、障害のある人自身が住む場所を選び、必要な障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

(2) 町を基本とする仕組みと3障害の制度の一元化

障害福祉サービスについて、本町を基本とする仕組みに統一するとともに、これまで身体障害・知的障害・精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち遅れている精神障害のある人などに対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて地域間で格差のないサービスの提供を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害のある人への自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新しい課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域でのサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

3 第2期計画策定に関する基本的考え

(1) 第2期計画の基本的考え

第1期計画は、平成23年度の数値目標に至る中間段階としての位置付けとなります。(第1期：平成18年度～20年度、第2期：平成21年度～23年度)このため、第1期計画の策定に際して基本指針において示した平成23年度の数値目標の考え方は、基本的には第2期計画の策定に関するものも継承していきます。なお、今後も3ヵ年を1期とする計画期間であることから推計を見込める福祉サービスについては、参考数値として平成26年度の見込量を設定しました。

(2) 第1期計画基本指針からの改正事項

今回第1期計画基本指針からの改正がありました。第2期計画の策定に際して、今回改正する主な内容は以下のとおりになります。

① 障害保健福祉圏域単位を標準としたサービス基盤整備の促進等に関する規定の追加

障害者の地域移行等に対する取組みが立ち後れている地域においては、市町村単位で基盤整備を行うよりも障害福祉圏域等の単位で都道府県と市町村が協働して基盤整備を進めていくことが必要と考えられるため、具体的な基盤整備が促進されるよう計画に盛り込みます。

② 障害者の地域生活への移行の一層の促進に関する規定の追加

「精神障害者地域移行支援特別対策事業」での取組みを障害福祉計画上位置づけること等により、精神障害者の地域生活への移行を促進する。

施設入所者の7%以上削減の目標を踏まえ、新規入所者に対する考え方を明確化する。

③ 一般就労への移行支援の強化

障害者の一般就労の移行を一層促進するため、障害者等に対し、障害者の一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図るとともに、一般就労への円滑な移行のため、工賃倍増5ヵ年計画等を障害福祉計画に位置付けることにより、障害者の一般就労への移行に関する取組みを強化します。

④ 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化を図るため、地域自立支援協議会の具体的な機能の在り方について、障害福祉計画において明確化にします。

4 障害者の現状

(1) 障害のある人の現状

障害のある人の数の現状は、以下のとおりです。

図表2.1 障害のある人の数の現状（各年4月1日現在）

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
身体障害	18歳未満	13	14	12
	18歳以上	659	698	713
	合計	672	712	725
知的障害	18歳未満	30	29	32
	18歳以上	97	102	103
	合計	127	131	135
精神障害	18歳未満	0	0	0
	18歳以上	67	74	74
	合計	67	74	74

注) 身体障害者手帳および療育手帳交付人数
精神障害者保健福祉手帳交付人数および精神通院医療者人数 単位：人

(2) 身体障害のある人の現状

図表2.2 等級別にみた身体障害者数の推移（各年4月1日現在）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総数	672	712	725
1級	174	180	184
2級	87	90	94
3級	191	192	193
4級	141	168	172
5級	45	41	41
6級	34	41	41

注) 身体障害者手帳交付人数 単位：人

図表2.3 障害種別に応じた身体障害者数の推移（各年4月1日現在）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総数	672	712	725
視覚	38	35	36
聴覚	46	44	41
音声・言語 ・そしゃく	8	9	8
肢体不自由	388	416	425
内部障害	192	208	215

注) 身体障害者手帳交付人数

単位：人

(3) 知的障害のある人の現状

図表2.4 等級別にみた知的障害者数の推移（各年4月1日現在）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総数	127	131	135
A判定	56	61	60
B判定	51	48	48
C判定	20	22	27

注) 療育手帳交付人数

単位：人

(4) 精神障害のある人の現状

図表2.5 等級別にみた精神障害者数の推移（各年4月1日現在）

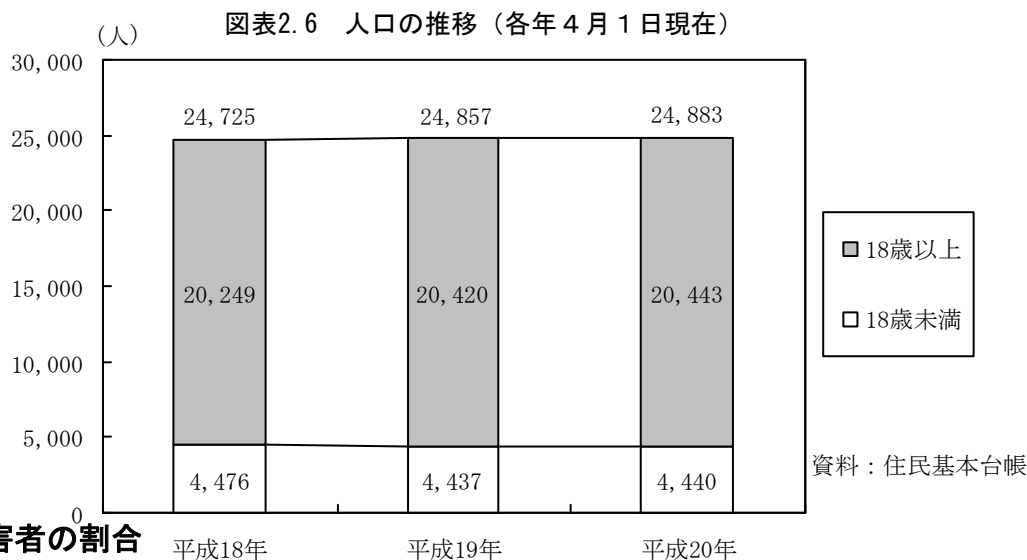
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総数	246	281	292
1級	3	4	5
2級	41	42	44
3級	23	28	25
精神 通院医療	179	207	218

注) 精神障害者保健福祉手帳交付人数（1～3級）

単位：人

(5) 人口の推移

平成18年から平成20年の本町の人口の推移は、以下のとおりです。



(6) 障害者の割合

平成18年から平成20年の本町の人口からみる障害者の割合は、以下のとおりです。

図表2.7 障害のある人の割合

	人口	障害のある人	割合 (%)
平成18年度	24,725	866	3.5%
平成19年度	24,857	917	3.7%
平成20年度	24,883	934	3.8%

単位：人

(7) 阿久比町の障害者施策の現状について

障害福祉に関するアンケート調査をもとに、本町の現状を整理しました。

今回のアンケートは、本人または家族の方に①「障害に対する世論の視線や福祉行政の啓発度」、②「阿久比町の福祉サービスに関する満足度」③「社会参加への状況やその支援課題」、などの設問を投げかけそれぞれ回答をいただきました。

【代表的な質問を抜粋】

① 「障害に対する世論の視線や福祉行政の啓発度」

・ 5年前と比べて差別や偏見は改善されたか。		
	少しは改善された	43%
	あまり改善はされていない（分からない方を含む）	57%
・ 障害者自立支援法を知っていますか。		
	知っている	24%
	知らない（聞いたことはあるが内容まで知らない方を含む）	76%
・ 発達障害について社会の理解は深まっているか。		
	どちらかと言えば深まっていると思う	22%
	まだまだ深まっていない（分からない方を含む）	78%

② 「阿久比町の福祉サービスに関する満足度」

・ 阿久比町は障害のある人にとって暮らしやすい町ですか。		
	どちらかという暮らしやすい	40%
	どちらかという暮らしにくい	25%
	わからない	35%

③ 「社会参加への状況やその支援課題」

・ あなたは最近1年間でどんな活動をしましたか。		
身体障害	特に何もしていない	39%
	旅行、キャンプ等	18%
知的障害	旅行、キャンプ等	32%
	運動会等	29%
精神障害	特に何もしていない	53%
	映画、コンサート等	22%
・ あなたが地域活動に参加しようとした場合、そのさまたげとなることはなんですか。		
身体障害	健康・体力に自信がない	57%
	活動する友人、仲間がいない	18%
知的障害	気楽に参加できる活動が少ない	37%
	活動する友人、仲間がいない	29%
精神障害	健康・体力に自信がない	44%
	活動する友人、仲間がいない	36%

- 行政から発信する様々な情報提供がまだまだ、不十分であることから利用者の福祉サービスに対する不安要素があると感じます。
- 福祉制度の改正は、頻繁に行われることからなかなか情報が行き渡らないことがあり啓発不足を感じます。
- 暮らしの満足度については、半数以上の人が暮らしやすさを感じていないのが現状です。この課題を解消するために福祉サービスのさらなる充実が求められています。
- それぞれの障害が原因で活動制限はあるにしろ日中の居場所がないことや活動を共にする友人、仲間がいないことは、社会参加への弊害としては大きな課題です。

5 具体的数値目標の設定

(1) 施設体系・事業体系の見直し

「地域生活移行」「就労支援」といった新たな課題に対応するために、自立訓練や就労移行支援等の地域生活へ移行する機能を強化するための事業を実施します。

入所期間の長期化など本来の施設の機能と入所者の実態の乖離を解消するために、サービスの機能に着目してその体系を再編し、効果的・効率的にサービスが提供できるよう平成23年度を目標に体系を確立します。

(2) 平成23年度の施設の目標

障害福祉サービスのうち施設に関する必要量を見込むにあたり、旧体系の施設が新しいサービス体系へ移行を終了する平成23年度を目標年度とし、以下の課題についての数値目標を定めます。

① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

入所施設に入所している障害のある人が、日中活動系のサービスを利用することで、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行し地域生活が送れるよう体制整備に努める必要があります。

平成20年度までに施設入所者9割の方の障害程度区分認定を終えました。それをもとに個人の年齢、自立能力、生活環境、および県より提供された事業移行調査アンケート結果をもとに事業所の新体系移行計画等を勘案し、各サービスの特性を踏まえ、各個人を追跡調査し目標値を検討した結果、平成23年度までの地域生活移行数の目標値は「0」と設定しました。

今後は、入所者を取り巻く生活環境等の変化を見据えたうえ、自己の決定、選択を尊重し地域移行が妥当と判断するならば関係機関と協議をもって地域移行が円滑に推進できるよう支援体制を図ります。

平成23年度末までの入所施設の入所者の地域生活への移行として、次のとおり定めます。

図表2.8 入所施設の入所者の地域生活への移行の目標値の設定

項目	数値			考え方
	身体障害者施設	知的障害者施設	合計	
現時点の施設入所者数 (A)	4人	12人	16人	現時点は平成17年10月1日の数とする
平成23年度末の施設入所者数 (B)	3人	12人	15人	平成23年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】 削減見込 (A-B)	1人 (25%)	0人 (0%)	1人 (6%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	0人	0人	0人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能な者に対して、退院後の地域生活に必要な訓練を入院中から行い、地域生活へ円滑に移行できる支援体制の整備が必要です。

現在のところ本町では1人の方が移行対象者とされています。

今後、愛知県精神障害者社会復帰促進（地域生活支援）事業が展開されるなか、医療制度改革に伴い長期入院患者の移行対象者が増加することも予測されます。そのため対象者の増加にも対応できるように柔軟な姿勢を保ちつつ移行対象者の生活基盤となる居住系サービスの整備や日中活動系サービスである地域活動支援センター等の利用調整など、地域移行が円滑に推進できるよう支援体制の整備を図ります。

平成23年度末までの退院可能な精神障害者数の地域生活への移行として、次のとおり定めます。

図表2.9 入院中の精神障害者の地域生活への移行についての目標値

	数値	考え方
退院可能者数	1人	平成18年6月30日現在の退院の可能精神障害者数
目標値	1人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

③ 福祉施設から一般就労への移行

一般就労を希望する利用者に対し、日中活動系サービスの就労移行支援事業の利用や障害者委託訓練、トライアル雇用およびジョブコーチなど各種制度を広く啓発する必要があります。

現在、知多地域では「知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク」および「半田公共職業安定所・ハローワーク半田」など就労に関係する支援組織がありますが、まずは就労先の定着化を重点におきながら地域自立支援協議会を中心とした支援体制のもと、十分な職場体験のできる仕組みづくりや就労意欲が維持できような方策を検討する必要があります。

さらに、民間企業への一般就労をはじめ、公共施設や福祉施設への雇用など就労先の選択窓口が広がることも必要です。

平成23年度末までの福祉施設から一般就労への移行として、就労移行支援等のサービス利用者から4人の方を目標として定めます。

図表2.10 福祉施設から一般就労への移行についての目標値

	数値	考え方
実績値	2人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標値	4人（2倍）	平成23年度までに福祉施設を退所し、一般就労する者の数

6 障害福祉圏域ビジョン

愛知県のヒアリングによる知多5市5町の現状と課題および愛知県知多障害保健福祉圏域連絡会議において各市町の地域自立支援協議会から提案された圏域課題を整理しました。

【訪問系サービス】

- ・サービス提供事業所の不足および支援者の人材不足

【日中活動系サービス】

- ・短期入所および日中一時支援の利用施設の不足
- ・障害児デイサービス事業所の不足

【居住系サービス】

- ・グループホーム、ケアホームの不足および体験する場の確保

平成23年度を目標に障害福祉圏域としての共通課題について、地域自立支援協議会を有効に活用し必要となるサービス量の確保、事業所の新規参入の促進およびその他サービス向上についての協議検討を図り、サービスの基盤整備に努めます。

7 地域自立支援協議会の活用等

(1) 地域自立支援協議会の目的および活用等

本計画を的確に推進していくためには、福祉、保健・医療の分野はもとより、教育、労働、民間等の広範囲に及ぶ連携が必要です。

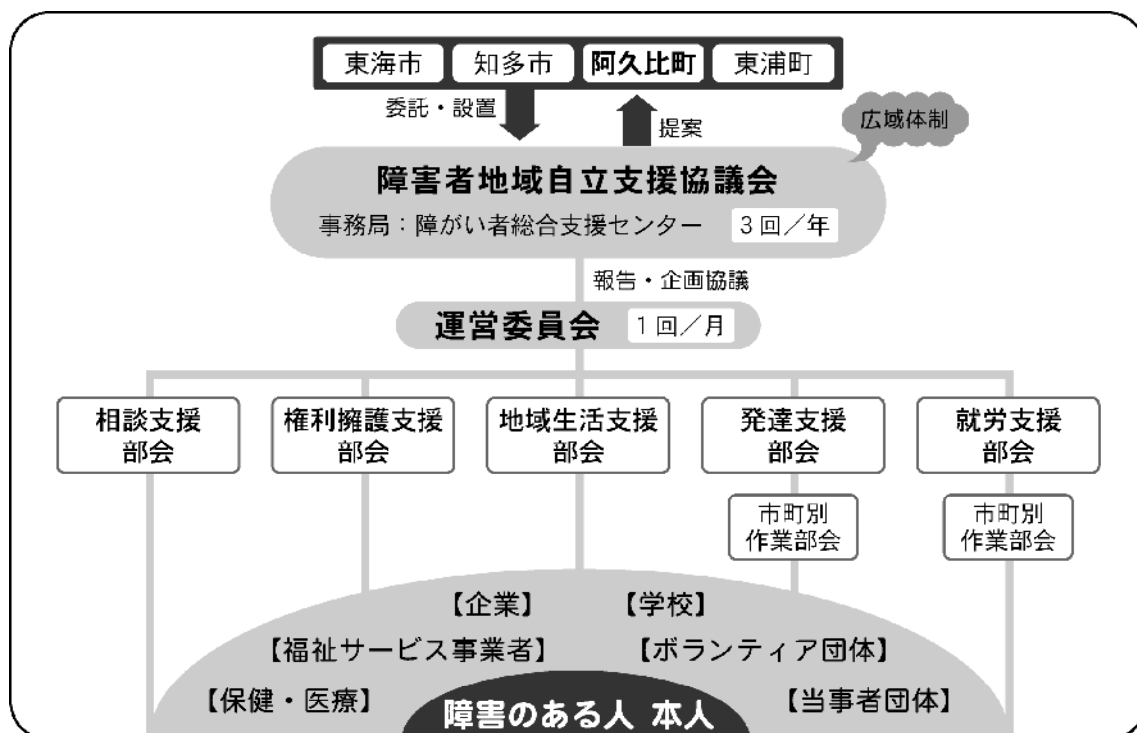
そのため障害のある人が安心して暮らせる生活の場を支えるため地域の障害福祉に携わる関係者を中心に構成した地域自立支援協議会を設置しています。

この協議会は、生活全般に渡る諸問題を提案し、協議検討して安心した生活基盤を築くための提案づくりを行う場でもあります。

また、その機能を十分なものにするためには、常日頃から、障害者団体および福祉関係機関等との連携を密接にする必要があります。

さらに、障害福祉圏域における共通課題を協議検討する組織として本協議会は、計画推進に向けての一躍を担う重要な位置づけとなります。地域の関係者によるネットワークの構築等を図りつつ障害福祉圏域のサービス基盤整備のため活用します。

図表2.11 障害者地域自立支援協議会



(2) 地域自立支援協議会の主な機能

地域自立支援協議会は、誰でも安心して地域で自分らしく暮らせるために、さまざまな立場や役割の人が話し合い、これまでの取り組みを生かしながら、新たな仕組みや福祉サービスなどを整備していきます。

図表2.12 自立支援協議会の目的・機能

評価機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ● サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 ● 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用
情報機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 困難事例への対応のあり方の情報共有
調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の関係機関によるネットワーク構築
開発機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護に関する取り組みを展開する



第3章

障害福祉サービス

第3章 障害福祉サービス

1 障害福祉サービスの見直し

(1) サービス体系の見直し

障害者自立支援法の施行によって、障害福祉サービスは障害の種類、年齢の枠、施設・居宅の枠組みを超えた新体系サービスとして再編されました。

在宅系サービスの新体系サービスへの移行を平成18年10月に実施し、施設系サービスの移行は平成18年10月より5か年の移行期間を設けて順次実施していきます。

図表3.1 旧サービス体系から新サービス体系への移行

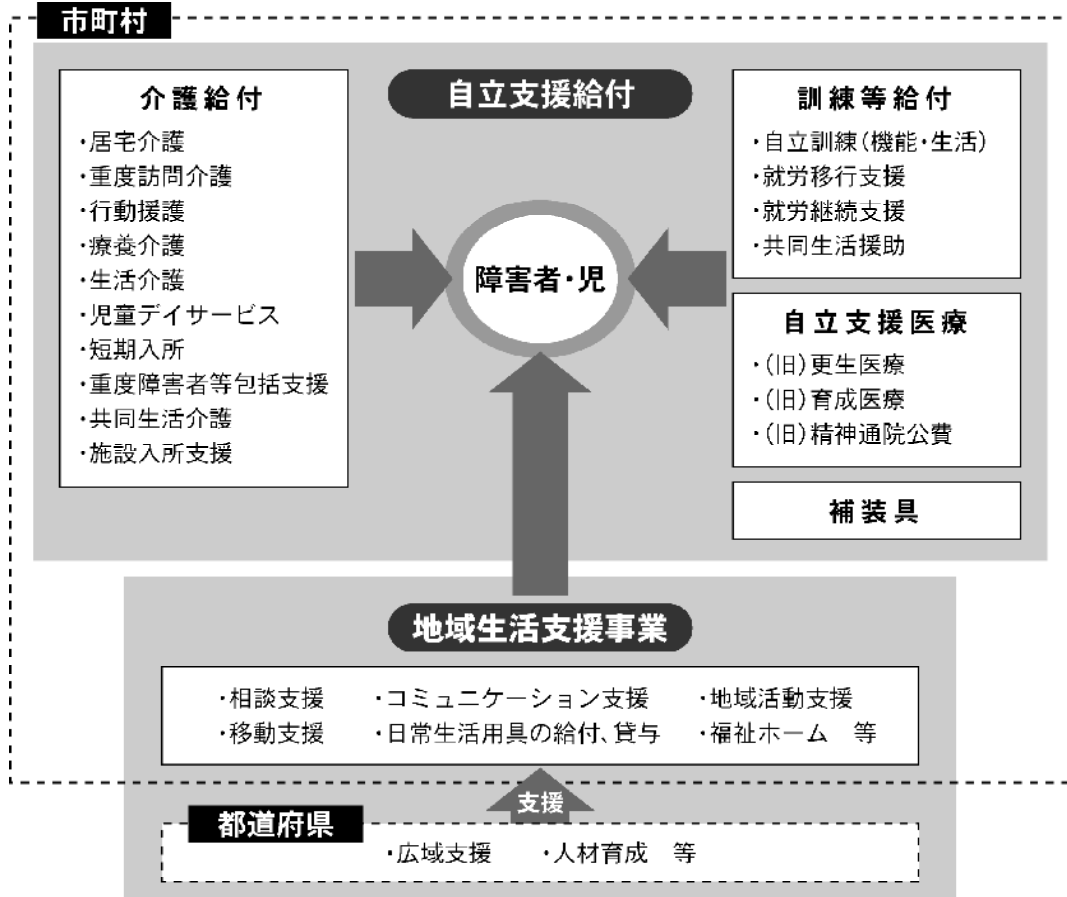
旧サービス体系		新サービス体系	
居宅サービス		訪問系サービス	
居宅介護 (ホームヘルプ)	身・知・ 児	居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付
デイサービス	身・知・ 児	重度訪問介護	介護給付
短期入所 (ショートステイ)	身・知・児	行動援護	介護給付
施設サービス		重度障害者等包括支援	介護給付
療護施設	身	日中活動系サービス	
更生施設	身・知	生活介護	介護給付
授産施設	身・知	自立訓練 (機能・生活)	訓練等給付
グループホーム	知	就労移行支援	訓練等給付
通勤寮	知	就労継続支援 (A型・B型)	訓練等給付
支援費以外のサービス		療養介護	介護給付
福祉工場	身・知・精	児童デイサービス	介護給付
小規模授産施設	身・知・精	短期入所 (ショートステイ)	介護給付
生活訓練施設	精	居住系サービス	
		共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付
		共同生活介護 (ケアホーム)	介護給付
		施設入所支援	介護給付
		その他サービス	
		相談支援	サービス 利用計画作 成費

(2) 給付体系の見直し

障害者自立支援法での給付体系は、利用者への個別給付である「自立支援給付」と、自立支援のための「地域生活支援事業」に分けられます。

自立支援給付は、介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、補装具費で構成されています。

図表3.2 総合的な自立支援システム



(厚生労働省資料)

2 障害福祉サービスの目標量と今後の方策

本町では、指定障害福祉サービスと指定相談支援の平成18年～20年の実績値と平成21～23年度での目標数値を記載し、今後の方策を次のように定めました。

(1) 訪問系サービス

① サービス内容

サービスの種類	
●	居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で食事・入浴・排せつの介護等を行います。
●	重度訪問介護 重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅での食事・入浴・排せつの介護や外出したときの移動中の介護を総合的に行います。
●	行動援護 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときの危険を避けるために必要な援護や外出したときの移動中の介護を行います。
●	重度障害者等包括支援 居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に行います。

② 実績と目標

訪問系サービスの見込量については、第1期（平成18年度～20年度）の見込量と利用実績を点検評価しました。その結果、利用延べ人数、実利用人数、一人平均利用時間、支給決定者の伸び率および利用サービス内容を勘案して見込量を設定しました。

訪問系サービスの見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
訪問系 サービス	計画値	人	28	38	48	58	68	78
		時間分	369	494	624	879	995	1,111
	実績	人	22	28	35			
		時間分	382	488	700			

※平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの1月当たり平均値

区 分			第2期計画			3年後の推計 (参考数値)
			21年度	22年度	23年度	26年度
居宅介護	計画値	人	49	58	67	94
		時間分	595	697	799	1,105
重度訪問 介護	計画値	人	1	1	1	1
		時間分	200	200	200	200
行動援護	計画値	人	8	9	10	13
		時間分	84	98	112	154
重度障害 者等包括 支援	計画値	人	0	0	0	0
		時間分	0	0	0	0
合計	計画値	人	58	68	78	108
		時間分	879	995	1,111	1,459

平成20年度の事業所数（町内）	
居宅介護	4か所
重度訪問介護	3か所
行動援護	1か所
重度障害者等包括支援	0か所

③ 今後の方策

障害のある人の地域生活を支援するために現在、必要とされる方への適切なサービス量の確保と今後、生活環境の変化や介護者の事情により支援を必要とする方に対しても柔軟な姿勢を保ち対応するよう努めます。

また、サービス提供事業所の不足および人材不足など、障害福祉圏域の共通課題を踏まえ地域自立支援協議会を中心として、関係機関等との協議検討を図りサービスの基盤整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① サービス内容

サービスの種類

- **生活介護**
主に日中の障害者支援施設等で食事・入浴・排せつの介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
- **自立訓練（機能・生活）**
自立した日常生活・社会生活ができるように、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を一定期間、行います。
- **就労移行支援**
生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を一定期間、行います。
- **就労継続支援（A型・B型）**
就労の機会や生産活動などの活動の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。
- **療養介護**
主に日中の病院で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、日常生活上の世話を行います。
- **児童デイサービス**
肢体不自由児施設等への通所、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
- **短期入所（ショートステイ）**
介護者の疾病その他の理由で障害者支援施設等で短期間・夜間も含め、施設で食事・入浴・排せつの介護等を行います。

② 実績と目標

日中活動系サービスの見込量については、第1期（平成18年度～20年度）の見込量と利用実績を点検評価しました。その結果、現在の実利用人数、実利用日数、および今後の推移として、個人の障害程度を考慮したうえ事業所の新体系移行状況を勘案して見込量を設定しました。

生活介護の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
生活介護	計画値	人	7	10	11	25	29	47
		人日分	154	220	242	550	638	1,034
	実績	人	6	8	9			
		人日分	84	98	174			

※平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

自立訓練（機能訓練）の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
自立訓練 （機能訓練）	計画値	人	0	0	0	0	0
		人日分	0	0	0	0	0
	実績	人	0	0	0		
		人日分	0	0	0		

※平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

自立訓練（生活訓練）の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
自立訓練 （生活訓練）	計画値	人	0	1	1	1	1
		人日分	0	22	22	22	22
	実績	人	0	0	0		
		人日分	0	0	0		

※平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

就労移行支援の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就労移行 支援	計画値	人	0	0	0	3	4	7
		人日分	0	0	0	66	88	154
	実績	人	0	1	3			
		人日分	0	4	56			

※平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

就労継続支援（A型）の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就労継続 支援（A 型）	計画値	人	0	0	0	0	0	0
		人日分	0	0	0	0	0	0
	実績	人	0	0	0			
		人日分	0	0	0			

※平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

就労継続支援（B型）の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就労継続 支援（B 型）	計画値	人	1	2	3	3	14	16
		人日分	22	44	66	66	308	352
	実績	人	1	1	0			
		人日分	8	6	0			

※平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

療養介護の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
療養介護	計画値	人	1	1	1	1	1	1
	実績	人	1	1	0			

※平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

児童デイサービスの見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
児童デイサービス	計画値	人	2	4	6	8	10	12
		人日分	8	16	24	32	40	48
	実績	人	0	0	0			
		人日分	0	0	0			

※平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

短期入所の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
短期入所	計画値	人	6	9	12	15	18	21
		人日分	36	54	72	90	108	126
	実績	人	10	13	5			
		人日分	43	42	22			

※平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

平成20年度の事業所数（町内）	
生活介護	2か所
自立訓練（機能・生活）	1か所
就労移行支援	1か所
就労継続支援（A型・B型）	0か所
療養介護	0か所
児童デイサービス	0か所
短期入所（ショートステイ）	1か所

③ 今後の方策

障害のある人にとって日中活動をする場は、社会参加のひとつでもあり重要な支援となります。そのため本人の自己選択を尊重し、適切なサービスが提供できるようサービス量の確保および事業所との連携を図り、支援に努めます。

また、サービス提供事業所の不足および人材不足など、障害福祉圏域の共通課題を踏まえ地域自立支援協議会を中心として、関係機関等との協議検討を図りサービスの基盤整備に努めます。

(3) 居住系サービス

① サービス内容

サービスの種類	
●	共同生活援助（グループホーム） 主に夜間の共同生活を行う住居として、相談やその他日常生活上の援助を行います。
●	共同生活介護（ケアホーム） 主に夜間の共同生活を行う住居として、食事・入浴・排せつの介護等を行います。
●	施設入所支援 主に夜間の食事・入浴・排せつの介護等を行います。

② 実績と目標

居住系サービスの見込量については、第1期（平成18年度～20年度）の見込量と利用実績を点検評価しました。その結果、現在の実利用者、アンケート等によるニーズ調査結果および事業所の新規計画状況を勘案して見込量を設定しました。

共同生活介護・共同生活援助の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
共同生活 介護 共同生活 介助	計画値	人分	14	14	16	16	16	19
	実績	人分	14	15	15			

※平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

平成20年度の事業所数（町内法人所在地）	（町外法人所在地）	
共同生活援助・共同生活介護	1か所	2か所

施設入所支援の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
施設入所 支援	計画値	人分	1	1	2	13	13	15
	実績	人分	1	0	0			

※平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

平成20年度の事業所数（町内）	
施設入所支援	1 か所

③ 今後の方策

居住系サービスのケアホームやグループホームは、障害のある人が地域で生活するための重要なサービスです。現在、利用されている方については、今後も安定した生活基盤が維持できるよう支援に努めます。

また、新たな共同生活を望む障害者に対しては、本人と家族を取り巻く生活環境やニーズ調査等を的確に把握し、適切な情報提供により、障害福祉圏域など地域バランスを考慮し、関係事業所との連携を図りながら支援に努めます。

施設入所支援については、旧法施設から新体系への円滑な早期移行を促進し、「住まいの場」、「日中活動の場」としての整備・促進に努めるとともに、新規入所者に対しては、本人を取り巻く身体状況、生活環境等を十分に勘案し、関係機関と連携を図りながら支援に努めます。

（４）相談支援

① サービス内容

サービスの種類	
●	<p>相談支援</p> <p>障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、重度障害者等包括支援を除く。）を利用する際に、自分でサービス利用の調整することが難しい人が適切にサービスを利用できるよう相談支援専門員等による支援を行います。</p>

② 実績と目標

生活環境の変化や高齢化等による様々な事情により、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる対象者は、今後も増加すると見込み設定しました。

相談支援（サービス利用計画作成事業）の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
相談支援	計画値	人分	2	2	2	3	4	5
	実績	人分	0	1	1			

※平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

③ 今後の方策

地域で生活する障害者の自立と社会参加を促進するために、適切な情報提供や生活支援など計画的な支援プログラムの策定やサービス担当者会議などを障害者一人ひとりの状況に応じた障害福祉サービスが提供できるよう体制の充実を図ります。

(5) 参考 旧法サービス

旧入所系サービス分（日中活動系）の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画の実績			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度見込み	21年度	22年度	23年度
旧入所系 サービス分	実績	人日分	450	452	456	60	60	0

※平成18・19年度は3月末の実績

旧通所系サービス分（日中活動系）の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画の実績			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度見込み	21年度	22年度	23年度
旧通所系 サービス分	実績	人日分	195	220	88	88	22	0

※平成18・19年度は3月末の実績

旧法施設入所の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画の実績			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度見込み	21年度	22年度	23年度
旧法施設 入所	実績	人日分	15	15	13	2	2	0

※平成18・19年度は3月末の実績

3 自立支援医療と補装具

(1) 自立支援医療

旧体系での障害に係る公費負担医療（精神通院公費医療、更生医療、育成医療）は、平成18年4月から新体系の自立支援医療に変わりました。

① 自立支援医療の概要

障害のある人がその心身の障害を軽減して、自立した日常生活・社会生活を行うために必要な医療のことです。

自立支援医療制度では、支給認定の手続きや利用者負担の仕組みを共通化し、指定医療機関制度を導入しました。

医療の内容や支給認定の実施主体は従来どおりで精神通院公費医療および育成医療は都道府県、更生医療は市町村となります。

② 自立支援医療の給付の対象

育成医療（従来の児童福祉法における育成医療に該当）

身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、治療によって確実なる治療効果が期待できるものを対象とします。

更生医療（従来の身体障害者福祉法における更生医療に該当）

更生のために医療が必要な身体障害者手帳所持者で、治療によって確実なる治療効果が期待できるものを対象とします。

精神通院医療（従来の精神保健福祉法における精神通院医療に該当）

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症（精神分裂病）、精神作用物質による急性中毒、または、その依存症、知的障害、精神病質、その他の精神疾患がある人で、通院による精神医療が継続的に必要な病状にあるものを対象とします。

(2) 補装具

従来の補装具給付制度は、自立支援給付に位置づけられる個別給付の補装具費として再編され、平成18年10月に施行されました。

① 補装具と日常生活用具の範囲の見直し

補装具は身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるものと明確に定義されました。具体的には義肢・装具・車いす等が該当します。

② 支給方法の見直し

旧体系では補装具を現物給付していましたが、新体系では補装具費（購入費、修理費）の支給となり、大きく変わりました。

利用者負担は定率負担となり、1割を利用者が負担することになりますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

支給決定は、障害のある人たちおよび保護者の申請に基づき、市町村が行います。



第4章

地域生活支援事業の概要と目標量

第4章 地域生活支援事業の概要と目標量

1 事業の種類

(1) 相談支援事業

① サービス内容

サービスの種類	
●	<p>相談支援事業</p> <p>障害のある人の保護者や介護を行う者等からの生活全般に渡る相談など障害種別を問わず専門スタッフを配置した総合相談窓口です。</p>

② 実績と目標

相談支援事業の普及とともに相談件数も年々増加の傾向がみられます。また、相談内容も困難事例が多く見られるようになり、専門的な対応策が求められています。今後も増加の見込みを設定しました。

相談支援事業の見込量

区 分				第1期計画			第2期計画		
				18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
① 相談 支援 事業	相談件数	計画値	件/年	640	710	780	860	950	1,040
		実績	件/年	427	916	490			
	障害者相談支援事業	計画値	箇所	2	2	2	2	2	2
		実績	箇所	2	2	2			
	地域自立支援協議会	計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
		実績	箇所	1	1	1			

※平成20年度は4～9月までの実績

③ 今後の方策

本町は2市2町（東海市、知多市、東浦町、阿久比町）の共同事業により、指定相談事業所に委託し、2箇所で開催しています。

今後も専門スタッフによる相談体制を継続し、困難事例の場合においては、ケア会議や関係者連絡調整会議を開催するなど適切な支援、指導および情報提供に努めます。

(2) コミュニケーション支援事業

① サービス内容

サービスの種類	
●	コミュニケーション支援事業 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等のため手話通訳者の派遣等の方法により、公共機関の相談手続き、医療機関等の治療相談および教育行事など社会参加を促すための仲介をする手話通訳者派遣等の事業を実施します。

② 実績と目標

コミュニケーション支援事業については、今後もニーズは増加すると見込み設定しました。

コミュニケーション支援事業の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			3年後の推計	
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	26年度	
コミュニケーション支援事業	計画値	人数	3	6	7	8	9	10	13
		回数	15	30	35	40	45	50	65
	実績	人数	1	4	1				
		回数	13	20	1				

※平成20年度は4～8月までの1月当たりの平均値

③ 今後の方策

手話通訳者派遣事業については、医療機関および公共機関等の手続き、また社会参加のための支援として重要な事業です。

今後もサービス量の確保に努めるとともに必要な人材を確保するため圏域単位または、市町共同単位による各種養成講座を開催し、人材の確保に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、特殊寝台、電気式タン吸引器等の生活用具を給付または貸与しその他の便宜を供与する目的として、日常生活用具給付等事業を実施します。

① 対象用具

サービスの種類

- 介護・訓練支援用具
特殊寝台や特殊マットなどの、障害者（児）の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に使用する椅子などであって、利用者および介助者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
- 自立生活支援用具
入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
- 在宅療養等支援用具
電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
- 情報・意思疎通支援用具
点字器や人工喉頭などの、障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
- 排せつ管理支援用具
ストマ用装具などの障害者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
- 居宅生活動作補助用具（住宅改善費）
居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模の住宅改修を伴うものです。

② 実績と目標

日常生活用具等給付事業の見込量（年間）

区 分			第 1 期計画			第 2 期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①介護・訓練支援用具	計画値	件	1	2	2	4	4	4
	実績	件	0	4	2			
②自立生活支援用具	計画値	件	3	3	3	4	4	4
	実績	件	1	4	1			
③在宅療養等支援用具	計画値	件	5	5	5	6	6	6
	実績	件	0	11	2			
④情報・意思疎通支援用具	計画値	件	0	1	1	2	2	2
	実績	件	0	5	1			
⑤排泄管理支援用具	計画値	件	115	126	138	327	363	400
	実績	件	96	258	146			
⑥居宅生活動作補助用具	計画値	件	0	1	1	2	2	2
	実績	件	0	0	0			
合 計	計画値	件	124	138	150	343	379	418
	実績	件	97	282	152			

※平成20年度は4～9月までの実績

③ 今後の方策

ライフスタイルの変化に伴い日常生活用具の給付率も年々増加が見込まれます。必要に応じた見込み量の確保と日常生活用具の給付・貸与メニューの充実に努めます。

(4) 移動支援事業

① サービス内容

サービスの種類	
●	<p>移動支援事業</p> <p>屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活および社会参加を促すために移動支援事業を実施します。</p>

② 実績と目標

移動支援事業の見込量については、第1期（平成18年度～20年度）の見込量と利用実績を点検評価しました。その結果、利用延べ人数、実利用人数、一人平均利用時間、支給決定者の伸び率を勘案して見込量を設定しました。

移動支援事業の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画					
			18年度		19年度		20年度	
			計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
移動支援事業	実利用人数	人	20	17	22	19	24	17
	利用時間	時間	260	234	330	265	360	184

※平成20年度は4～8月までの1月当たりの平均値

区 分			第2期計画			3年後の推計 (参考数値)
			21年度	22年度	23年度	26年度
移動支援事業	実利用人数	人	26	28	30	36
	延べ利用者数	人	65	70	75	90
	利用時間	時間	390	420	450	540

③ 今後の方策

社会参加を目的とする移動支援事業は、今後さらにニーズは高まり、また利用形態も多様化を求められると考えます。

アンケートの活動状況からも支援があれば社会参加の機会が得られるという意見もあります。そのため必要に応じた見込み量の確保はもとより地域の特性や利用者の状況に応じた利用形態の見直し、およびサービス提供事業者の充実に努めます。

(5) 地域活動支援センター事業

① サービス内容

サービスの種類	
●	<p>地域活動支援センター事業</p> <p>地域活動支援センターでは、障害のある人とその家族が安心して通所できるフリースペース（居場所）を設備し、日常生活に必要な生活訓練や自立に向けた活動等それぞれの目的にあったプログラムを提供します。</p>

② 実績と目標

障害のある人の日中活動の場として、社会参加へのつなぎの役割を果たす重要な事業です。今後も利用者の増加を見込み設定しました。

地域活動支援センターの見込量

区 分			第 1 期計画					
			18年度		19年度		20年度	
			計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
地域活動支援センター	人数	人／年	31	34	34	39	37	43
	回数	回／月	3	9	5	10	7	6
	箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1

※平成20年度は4～9月までの実績と1月当たりの平均値

区 分			第 2 期計画		
			21年度	22年度	23年度
地域活動支援センター	実利用人数	人／月	7	10	13
	回数	回／月	10	13	15
	箇所数	箇所	1	1	1

※第2期から区分内容を支援センター集計表と同様にする

③ 今後の方策

本町では、2市2町（東海市、知多市、東浦町、阿久比町）の共同事業により地域活動支援センター事業を実施しています。アンケートの「日中、特に何もしていない」という人等のためにも日中の居場所としてのサービスや仲間づくりのきっかけの場として今後も事業の活動啓発を図り、利用者のニーズに対応したプログラム等を企画・立案しながら事業の充実に努めます。

(6) 日中一時支援事業**① サービス内容**

サービスの種類

● 日中一時支援事業

障害のある人等の日中における活動の場を提供すると共に家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、日中一時支援事業を実地します。

② 実績と目標

日中一時支援事業の見込量については、第1期（平成18年度～20年度）の見込量と利用実績を点検評価しました。その結果、利用延べ人数、実利用人数、一人平均利用回数、支給決定者の伸び率を勘案して見込量を設定しました。

日中一時支援事業の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			3年後の推計 (参考数値)	
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	26年度	
日中一時 支援事業	計画値	人数	7	10	13	16	19	22	31
		回数	35	50	65	80	95	110	155
	実績	人数	3	3	4				
		回数	17	16	28				

※平成20年度は4～8月までの1月当たりの平均値

③ 今後の方策

家族の休息と長期休暇における集中的な利用希望者は、今後も増加傾向が見込まれます。また、福祉圏域としても事業所不足や人材不足という共通課題が提案されていることから今後、必要に応じた見込み量の確保とともにサービス提供事業者の基盤整備を圏域単位で図りつつ支援体制の充実に努めます。

(7) その他の事業

① サービス内容

サービスの種類

- 地域デイサービス事業
障害のある人等を通所させ、創作的活動、機能訓練および社会適応訓練など地域生活の支援を促進する目的として、地域デイサービス事業を実施します。
- 訪問入浴サービス
身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る目的として、訪問入浴サービス事業を実施します。
- 更生訓練給付事業
自立訓練等事業を利用している障害のある人に対して、更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る目的として、更生訓練給付事業を実施します。
- 知的障害者職親委託事業
生活指導および技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着を高め、もって知的障害のある人の自立更生を図る目的として、知的障害者職親委託事業を実施します。
- 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業
身体障害のある人の社会活動への参加の促進を図る目的として、自動車運転免許取得・自動車改造助成事業を実施します。
- 障害者配食サービス事業
食生活の維持が困難なひとり暮らしの在宅の障害のある人に対して食事を提供することにより、食生活の維持改善、安否の確認および孤立感の解消を図り障害のある人の健全な生活の確保を目的として、障害のある人配食サービス事業を実施します。
- 心身障害児（者）タクシー料金助成事業
電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な重度の障害のある人（児童）に対して、タクシー料金の一部を助成することにより経済的負担の軽減および社会参加の促進を図る目的として、タクシー料金助成事業を実施します。

② 実績と目標

地域デイサービス事業（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画			3年後の推計 (参考数値) 26年度
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
地域デイサービス事業	計画値	人数	5	5	5	5	5	5	6
		回数	57	57	57	57	57	57	66
	実績	人数	2	3	4				
		回数	14	23	32				

※平成20年度は4～8月までの1月当たりの平均値

訪問入浴サービス（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
訪問入浴サービス	計画値	人数	3	3	3	3	3	3
		回数	12	12	12	12	12	12
	実績	人数	1	1	2			
		回数	5	4	8			

※平成20年度は4～8月までの1月当たりの平均値

更生訓練給付事業（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
更生訓練給付事業	計画値	人数	2	2	2	2	2	2
	実績	人数	1	1	1			

※平成20年度は4～8月までの1月当たりの平均値

知的障害者職親委託事業（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
知的障害者職親委託事業	計画値	人数	2	2	2	2	2	2
	実績	人数	2	2	2			

※平成20年度は4～8月までの1月当たりの平均値

自動車運転免許取得・自動車改造助成事業（年間）

区 分			第 1 期計画			第 2 期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
自動車運転 免許取得費 助成事業	計画値	人数	0	2	2	2	2	2
	実績	人数	0	0	0			
自動車改造 助成事業	計画値	人数	0	2	2	2	2	2
	実績	人数	0	2	0			

※平成20年度は4～8月までの実績

障害者配食サービス事業（1月当たり）

区 分			第 1 期計画			第 2 期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
障害者配食 サービス事 業	計画値	人数	0	5	5	5	5	5
	実績	人数	0	3	3			

※平成20年度は4～8月までの1月当たりの平均値

心身障害児（者）タクシー料金助成事業（年間）

区 分			第 1 期計画			第 2 期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
心身障害児 (者) タク シー料金助 成事業	計画値	人数	112	126	129	131	134	137
		枚	624	1,134	1,161	1,185	1,209	1,233
	実績	人数	105	138	131			
		枚	628	852	413			

※平成20年度は4～8月までの実績

③ 今後の方策

その他、地域生活支援事業については、障害のある人の生活基盤の向上を図り、社会参加へつながる事業の取り組みを目指し、個々の自立支援および家族支援の向上に努めます。

2 就労支援

障害のある人がその意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるように、障害者雇用促進法の改正などの労働行政サイドとは別に、福祉行政サイドからの支援および福祉と雇用の連携を充実させていくことで障害のある人がその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくりを国や県との連携により進めます。

地域社会に貢献できる仕組みづくり

- 福祉行政サイドからの支援
社会福祉施設から一般就労への移行を進めるための就労移行支援事業等の創設を働きかけます。
- 福祉と雇用の連携
ハローワークと社会福祉施設による地域障害者就労支援事業等の創設を働きかけます。
- 労働行政サイドからの支援
雇用施策の充実として、在宅就業者への支援や精神障害のある人への雇用率適用などを図ります。

(1) 就労支援の強化

障害のある人がその適性に応じて、より力を発揮して働ける社会をつくるために、障害のある人がもっと「働ける社会」になるよう福祉サイドからも支援していきます。

福祉施設から一般就労への移行を進めるための事業「就労移行支援事業」の創設とともに、福祉と雇用がネットワークを構成して、障害のある人の適性にあった就職の斡旋等を行い、雇用施策においても精神障害のある人への雇用率適用を含め、障害者雇用を促進していくことで、就労支援の強化を図ります。

3 障害のある子どもへの支援

平成18年10月に、障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろう児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）がこれまでの措置から契約方式に変わりました。

障害のある子どもの保護者は、都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けたあと利用する施設と契約を結びます。また、現在入所している人のうち障害の程度が重度である場合は、これまでと同様、満18歳に達したあとも延長利用ができるようにするとともに、重症心身障害児施設においては、満18歳を超えていても新たな施設利用ができるようにしています。





資料編

資料編

阿久比町障害者計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、阿久比町における障害者の福祉の推進を図るため策定した障害者計画及び障害福祉計画の点検、分析、評価及び見直しを行うために阿久比町障害者計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害者計画の福祉施策に関する点検、分析及び評価
- (2) 障害福祉計画の福祉サービス量等に関する点検、分析及び評価
- (3) その他障害者の福祉の推進に当たって必要な事項の検討
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画の見直しに関する策定の検討

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員18人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障害者団体等の関係者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する関係者
- (4) 公募により選考された者
- (5) 福祉行政機関の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が当たる。
- 3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部住民福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 阿久比町障害者計画推進委員会設置要綱（平成13年2月1日施行）は、廃止する。

阿久比町障害者計画推進協議会会員名簿

(敬称略・順不同)

区分	団体名等	氏名
識見を有する者	日本福祉大学	木全 和巳
	阿久比町障害者認定審査会	山口 みほ
	民生委員・児童委員協議会	梅川 圭司
	愛知県身体障害者相談員	舟橋 直子
障害者団体等の関係者	阿久比町身体障害者福祉会	新海 幹夫
	阿久比町知的障害者育成会	小島 保夫
	阿久比町精神障害者家族会	森下 尚彦
障害者の福祉に関する 事業に従事する関係者	障がい者総合支援センター（知的）	三宅 和人
	障がい者総合支援センター（精神）	高山 京子
	知多地区聴覚障害者支援センター	新野 康子
	知的障害者更生施設「パスピ98」	都築 重喜
	阿久比町社会福祉協議会	皆川 徳成
一般公募	町民代表	伊藤 直人
福祉等関係機関	知多福祉相談センター 地域福祉課	伊藤 紋次
	愛知県半田保健所 健康支援課	阿部 早苗
	半田公共職業安定所 統括職業指導官	三尾 初子
	愛知県立半田養護学校 進路指導	薬丸 貴之
	愛知県立ひいらぎ養護学校 進路指導	榊原 康人
町関係事務局	住民福祉課、学校教育課、環境衛生課	
	社会福祉協議会	

任期：平成20年4月1日～平成22年3月31日

● 阿久比町障害福祉計画 ●

発 行 平成21年3月
企画・編集 阿久比町 民生部住民福祉課
〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字
殿越50番地
T E L (0569) 48-1111
U R L <http://www.agui.jp/>